

# 「山久保集会所施設」が完成

県の「ふるさと山村活性化推進事業」と市の単独事業によって山久保地区に新しい集会所施設が完成し、三月九日(日)に落成式が行われました。

建設場所は旧山久保公民館跡。建物は木造平屋建てで、延床面積約一四四㎡。集会所には集会室二部屋、台所、トイレの他、地

元消防第七分団の消防器具置場と倉庫、団員の詰所が併設されています。

集会所は、地域の皆さんの様々な活動に利用されますが、工事期間中、別の会場に移っていた選挙の投票所なども、これからは新しい集会所施設で行われることとなります。



## ・ ・ 市民の皆さんの理解と協力を ・ ・

### 県の青少年健全育成条例が大幅に改正されました

青少年を取り巻く社会環境が悪化している現在、青少年達の健全な育成を図るため、栃木県青少年健全育成条例が大幅に改正されました。改正条例は4月1日から施行されます。

主な内容は次のとおりです。

▼テレホンクラブの営業者が青少年をテレホンクラブ等の営業に従事させたり、あるいはテレホンクラブ等を利用するよう勧誘したり、客として立ち入らせた場合は、懲役または罰金が科せられます。

▼街角や住宅街などでテレホンクラブ等の看板を掲示したり、チラシや宣伝用ティッシュなどを配布すると罰金が科せられます。

▼何者であろうと、青少年に対してツーショットダイヤルの利用カード等を販売、贈与、交換、貸付などを行うことは禁止されます。

▼青少年がテレホンクラブの会話の本人が青少年とわかった場合は、営業者はその利用を中止するよう本人に告知しなければなりません。

▼栃木県の場合、従来は有害図書に指定する際に審議会を開いていました。しかし、改正条例では、20ページ以上あるいは全体の5分の1以上のページにわたって、卑猥な姿や猥褻な行為の写真・絵を掲載した雑誌や書籍は自動的に有害図書扱いとなります。

同様に、卑猥な描写の場面が合計3分を超えるような録画メディア（ビデオテープ、レーザーディスク、CD-ROM、その他）も有害指定されます。

また、麻薬などの有害薬物や売春、自殺、残虐行為、犯罪などを誘発するような描写のあるものも有害指定されます。

そして、それらのものを青少年に販売、贈与、交換、貸与した場合は罰金が科せられます。

●青少年とは、6歳以上・18歳未満の者をさします。なお、婚姻による成年に達したとみなされる者は除きます。

青少年の健全育成は、市民の皆さん一人ひとりが、健全育成を阻害する心ない大人の行為から青少年を守り、地域の社会環境に目を向け、青少年のための良好な環境づくりに努めていただくご協力があって、はじめて、その効果が発揮されます。環境浄化の取り組みについて、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎栃木県生活環境部女性青少年課  
(☎028-623-3077)